

健康福祉委員会資料

(健康福祉局関係)

1 令和2年第4回定例会提出予定議案の説明

(4) 議案第81号 川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例等の一部を改正する条例の制定について

資料1 議案第81号 川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例等の一部を改正する条例の制定について

資料2 新旧対照表

令和2年5月27日

健康福祉局

議案第 8 1 号 川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター 条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の 制定について

1 廃止する障害者支援施設の概要

名 称	れいんぼう川崎
位 置	宮前区東有馬 5 丁目 8 番 1 0 号
構造・規模	鉄筋コンクリート造 地上 2 階建
延べ床面積	4 1 9 8 . 4 6 m ²
開 設	平成 8 年 4 月
定 員	施設入所支援及び生活介護 6 0 人、自立訓練 2 0 人、短期入所 1 0 人
廃止（予定）	令和 3 年 4 月 1 日

2 廃止理由

川崎市高齢者・障害児者福祉施設再編整備基本計画・第 1 次実施計画（平成 3 0 年 3 月策定）において、障害者支援施設については、民間により質の高いサービスが十分に提供されている分野であるため、設置主体を民間に転換し、長期的な視点に立った施設運営、施設運営者の判断による利用者ニーズに応じたサービス内容の変更など効果的なサービスが提供できるよう、公設施設の見直しについて検討することとされ、老朽化が進行していない「れいんぼう川崎」については、現行の指定管理期間が経過した後に、譲渡により民設化を図ることとされた。

上記計画に基づき、れいんぼう川崎を指定管理期間が終了する令和 2 年度末をもって廃止するものである。

3 障害者支援施設

(1) 施設数

3 施設（れいんぼう川崎、柿生学園及び井田重度障害者等生活施設）

(2) 事業

施設入所支援に関すること、生活介護に関すること、自立訓練に関すること、短期入所に関すること等

(3) 管理運営

れいんぼう川崎、柿生学園及び井田重度障害者等生活施設については、指定管理者が管理運営を行っている。

川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例 令和元年6月28日条例第9号</p>	<p>○川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例 令和元年6月28日条例第9号</p>
<p>目次を次のように改める。</p>	<p>目次を次のように改める。</p>
<p>目次</p>	<p>目次</p>
<p>第1章 総則（第1条～第5条）</p>	<p>第1章 総則（第1条～第5条）</p>
<p>第2章 川崎市総合リハビリテーションセンター</p>	<p>第2章 川崎市総合リハビリテーションセンター</p>
<p>第1節 総合リハビリテーション推進センター（第6条・第7条）</p>	<p>第1節 総合リハビリテーション推進センター（第6条・第7条）</p>
<p>第2節 総合研修センター（第8条～第16条）</p>	<p>第2節 総合研修センター（第8条～第16条）</p>
<p>第3節 地域リハビリテーションセンター</p>	<p>第3節 地域リハビリテーションセンター</p>
<p>第1款 通則（第17条～第19条）</p>	<p>第1款 通則（第17条～第19条）</p>
<p>第2款 地域支援室（第20条～第23条）</p>	<p>第2款 地域支援室（第20条～第23条）</p>
<p>第3款 在宅支援室（第24条～第30条）</p>	<p>第3款 在宅支援室（第24条～第30条）</p>
<p>第4款 日中活動センター（第31条～第39条）</p>	<p>第4款 日中活動センター（第31条～第39条）</p>
<p>第5款 地域生活支援センター（第40条～第57条）</p>	<p>第5款 地域生活支援センター（第40条～第57条）</p>
<p>第3章 障害者福祉施設</p>	<p>第3章 障害者福祉施設</p>
<p>第1節 柿生学園及びくさぶえの家（第58条～第68条）</p>	<p>第1節 柿生学園及びくさぶえの家（第58条～第68条）</p>
<p>第2節 ふじみ園（第69条～第78条）</p>	<p>第2節 ふじみ園（第69条～第78条）</p>
<p>第3節 中央療育センター（第79条～第87条）</p>	<p>第3節 中央療育センター（第79条～第87条）</p>
<p>第4節 地域療育センター（第88条～第98条）</p>	<p>第4節 地域療育センター（第88条～第98条）</p>
<p>第5節 三田福祉ホーム（第99条～第106条）</p>	<p>第5節 三田福祉ホーム（第99条～第106条）</p>
<p>第6節 かじがや障害者デイ・サービスセンター（第107条～第116条）</p>	<p>第6節 かじがや障害者デイ・サービスセンター（第107条～第116条）</p>
<p>第7節 削除</p>	<p>第7節 <u>れいんぼう川崎</u>（第117条～第127条）</p>
<p>第8節 陽光ホーム（第128条～第136条）</p>	<p>第8節 陽光ホーム（第128条～第136条）</p>
<p>第9節 御幸日中活動センター（第137条～第146条）</p>	<p>第9節 御幸日中活動センター（第137条～第146条）</p>

改正後	改正前
<p>第10節 井田重度障害者等生活施設（第147条～第155条） 第11節 社会復帰訓練所（第156条～第165条） 第4章 雑則（第166条～第168条） 附則 ～略～ 第2章第9節を第3章第8節とする。 第2章第8節を次のように改める。</p>	<p>第10節 井田重度障害者等生活施設（第147条～第155条） 第11節 社会復帰訓練所（第156条～第165条） 第4章 雑則（第166条～第168条） 附則 ～略～ 第2章第9節を第3章第8節とする。 第2章第8節中第22条の15を第127条とし、第22条の14を第126条とし、第22条の13を第125条とし、第22条の12を第124</p>
<p>第8節 削除 第117条から第127条まで 削除</p>	<p>26条とし、第22条の11を第123条とする。 第22条の10第1号中「第22条の8第1号」を「第117条第1号」に改め、同条を第122条とする。 第22条の9の4を第121条とし、第22条の9の3を第120条とし、第22条の9の2を第119条とする。 第22条の9の見出しを「（位置）」に改め、同条中「れいんぼう川崎」の次に「の位置」を加え、「に置く」を「とする」に改め、同条を第118条とする。</p>
<p>第2章第8節を第3章第7節とする。 ～略～ 第1章を次のように改める。 第1章 総則 （目的及び設置）</p>	<p>第22条の8を第117条とする。 第2章第8節を第3章第7節とする。 ～略～ 第1章を次のように改める。 第1章 総則 （目的及び設置）</p>
<p>第1条 心身の機能の障害により支援を必要とする高齢者、障害者、障害児その他の者（以下「高齢者、障害者、障害児等」という。）が、可能な限り、住み慣れた地域で日常生活又は社会生活を営むことができるよう、専門的かつ総合的なリハビリテーションを推進し、もって高齢者、障害者、障害児等の福祉の増進を図るため、川崎市総合リハビリテーションセンター及び障害者福祉施設を設置する。</p>	<p>第1条 心身の機能の障害により支援を必要とする高齢者、障害者、障害児その他の者（以下「高齢者、障害者、障害児等」という。）が、可能な限り、住み慣れた地域で日常生活又は社会生活を営むことができるよう、専門的かつ総合的なリハビリテーションを推進し、もって高齢者、障害者、障害児等の福祉の増進を図るため、川崎市総合リハビリテーションセンター及び障害者福祉施設を設置する。</p>

改正後	改正前
<p>～略～ (障害者福祉施設) 第4条 障害者福祉施設の名称は、次のとおりとする。 (1) 柿生学園及びくさぶえの家 (2) ふじみ園 (3) 中央療育センター (4) 南部地域療育センター及び北部地域療育センター (5) 三田福祉ホーム (6) かじがや障害者デイ・サービスセンター (7) <u>削除</u> (8) 陽光ホーム (9) 御幸日中活動センター (10) 井田重度障害者等生活施設 (11) 社会復帰訓練所 ～略～ 附 則 (令和元年川崎市条例第9号) (施行期日) 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は<u>公布の日から、目次の改正規定(第3章第7節に係る部分に限る。)</u>、<u>第2章第8節の改正規定、第2章第8節を第3章第7節とする改正規定及び第1章の改正規定(第4条第7号に係る部分に限る。)</u>は令和3年4月1日から施行する。 (準備行為) 2 総合研修センター、南部在宅支援室及び南部日中活動センターに係る指定管理者の指定等に関し必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。</p>	<p>～略～ (障害者福祉施設) 第4条 障害者福祉施設の名称は、次のとおりとする。 (1) 柿生学園及びくさぶえの家 (2) ふじみ園 (3) 中央療育センター (4) 南部地域療育センター及び北部地域療育センター (5) 三田福祉ホーム (6) かじがや障害者デイ・サービスセンター (7) <u>れいんぼう川崎</u> (8) 陽光ホーム (9) 御幸日中活動センター (10) 井田重度障害者等生活施設 (11) 社会復帰訓練所 ～略～ 附 則 (令和元年川崎市条例第9号) (施行期日) 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、<u>公布の日から施行する。</u> (準備行為) 2 総合研修センター、南部在宅支援室及び南部日中活動センターに係る指定管理者の指定等に関し必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。</p>